

旧所沢浄化センター跡地利用計画

質疑・回答 第1回（平成26年2月6日）

Q1．応募者を単体の法人とし、造成等の工事を行った後に最終事業者へ所有権移転する方法での応募は可能か。

A1．可能。ただし、応募者と最終事業者とが協定等を締結して一体で事業を行うことを確約し、応募図書に添付のうえ本市に提出してください。応募者（単体）と最終事業者（複数）による協定等は複数とすることを認めます。また、この場合の添付書類はJVの場合と同等とします。

敷地を分筆して所有権を移転する場合については、予め本市と協議し、別途、覚書を締結していただきます。市から応募者への所有権移転契約においては、この覚書に基づく最終事業者以外への所有権移転を認めないことを明記することとします。

なお、最終事業者についても提出された資料により資格審査を行います。

Q2．応募者がJVの場合で、市から代表事業者単体への所有権移転をした後に、JV各社への所有権移転する方法での応募は可能か。

A2．不可能。募集要項9ページのとおりです。